

別表 7-3

融資主体支援タイプ（集約型農業経営優先枠）における配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 1 ha 当たり付加価値額の拡大	目標年度における1 ha 当たり付加価値額が、以下のいずれかとなっている。	
	a 50 万円以上 100 万円未満	1 経営体につき 1 点
	b 100 万円以上 150 万円未満	1 経営体につき 2 点
	c 150 万円以上 200 万円未満	1 経営体につき 3 点
	d 200 万円以上 250 万円未満	1 経営体につき 4 点
	e 250 万円以上 300 万円未満	1 経営体につき 5 点
	f 300 万円以上 350 万円未満	1 経営体につき 6 点
	g 350 万円以上 400 万円未満	1 経営体につき 7 点
	h 400 万円以上 450 万円未満	1 経営体につき 8 点
	i 450 万円以上 500 万円未満	1 経営体につき 9 点
	j 500 万円以上	1 経営体につき 10 点
② 労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について、a から c までのいずれかの取組に該当している。	
	a 目標年度までに 10%以上削減することとしている。	1 経営体につき 1 点
	b 目標年度までに 20%以上削減することとしている。	1 経営体につき 2 点
	c 目標年度までに 50%以上削減することとしている。	1 経営体につき 3 点

③ 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ GLOBALG. A. P. 又はAS IAGAP の認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している。	1 経営体につき 1 点
	エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1 経営体につき 1 点
	オ 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けることとしている。	1 経営体につき 1 点
④ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50 歳までに就農した者である場合（法人にあつては、役員の過半が 50 歳以下である場合に限る。）は、2 点 b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合は、1 点
⑤ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1 経営体につき 1 点 なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1 点加点する。

⑥ 女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1 経営体につき 3 点
⑦ 輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点
⑧ 水田農業高収益化推進計画との連携	本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画が地方農政局長等により承認されており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

2 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

4 水田農業高収益化推進計画とは、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく計画をいう。